

「トライアングル」プロジェクト実践研究事業
学校と福祉機関の連携について

令和2年度

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

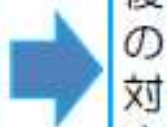
(1) 国の「トライアングル」プロジェクト報告

1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。



今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
 ・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
 ・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

(2) 連携マニュアルの目次

- ①はじめに ～学校と福祉の連携の必要性～
- ②障害のある子どもと保護者のための福祉サービス
- ③福祉におけるサービス利用開始の手続き
- ④障害のある子どもの支援に関する計画
- ⑤放課後等デイサービスについて
- ⑥保育所等訪問支援について
- ⑦学校と放課後等デイサービス事業所の連携にかかる
現状と課題
- ⑧連携にかかる兵庫県の方針
- ⑨福祉と連携に向けた学校の準備
- ⑩学校における児童生徒が放課後等デイサービスを利用する時の手続き
- ⑪学校と事業所の効果的な連携
- ⑫事業所との連携にかかる福祉の相談窓口
- ⑬参考資料

(3) 連携マニュアルの概要

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト
 児童生徒が放課後等デイサービスを利用する時の手続きや連絡の流れ



「兵庫県マスコットはばタン」

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

1 放課後等デイサービスを利用することになりました

・学校と事業所が連携するためには、まずは保護者の方からのお申し出と、情報共有等のご承諾が必要です。

2 学校から事業所までの送迎サービスを利用します

・お子様を安心安全に事業所に引き渡すためには、利用日等の正確な情報を学校に伝えることが必要です。

3 事業所の方に学校を訪問してほしいと考えています

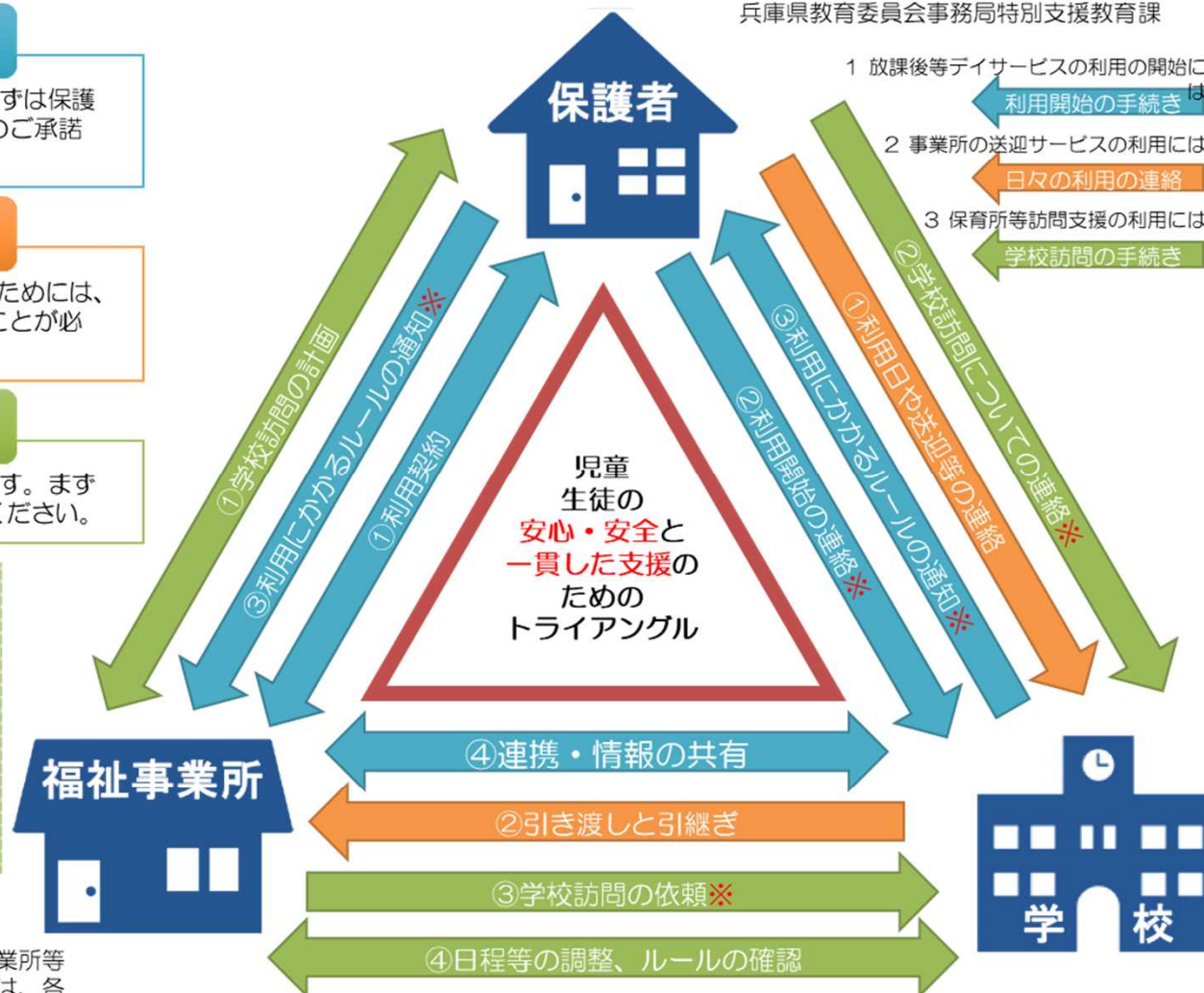
・効果的な訪問のためには準備が必要です。まずは訪問の希望を事業所と学校に伝えてください。

～事業所が学校を訪問する理由～

- 学校での授業や生活の様子を見たり、担任等の教員と指導に関する情報を共有したりすることで、児童生徒のことが更によくわかり、支援の向上につながります。
- 「保育所等訪問支援事業」を実施している事業所では、療育の専門家が児童生徒を観察し、学校に対してよりよい指導・支援についてのアドバイスを行っています。

★★お問合せ先★★

学校における指導・支援に関することや、事業所等との連携・情報の共有に関するについては、各学校の特別支援教育コーディネーターにお問い合わせください。



※の手続きには、専用のプリント（様式）があります。

(4) 連携にかかわる方針

安心・安全性

- ・児童生徒の引き渡しや訪問のルールを決める
- ・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する

一貫性

- ・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行う

合理性

- ・どの学校でもどの事業所でも、同様の理解にもとづく連絡・連携体制等をとる

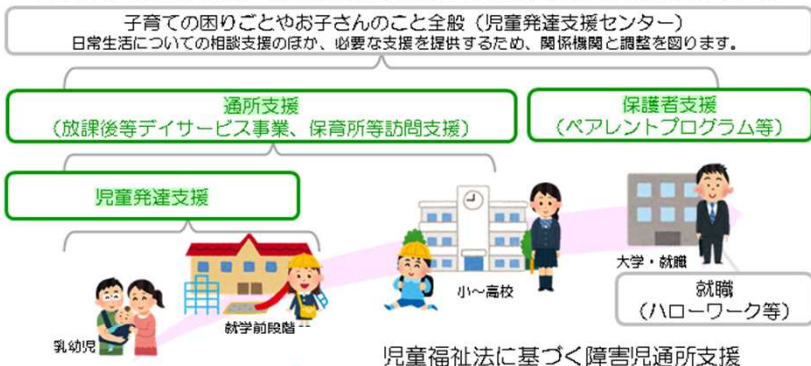
(5) 理解啓発チラシ

障害のある子どもと保護者のための 福祉サービスと制度

兵庫県では、共生社会の実現に向けた特別支援教育のさらなる充実を図るために、本人・保護者を中心に据え、就学前から卒業後へとつないでいく縦の連携と、教育だけでなく、保健・福祉、医療、労働等の関係機関や地域住民とつながっていく横の連携からなる「縦横（タテヨコ）連携」を推進しています。

福祉との連携に当たっては、まずは教職員が放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業等の福祉サービスについて理解することが必要です。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室による保護者向けハンドブックより



※ 個別支援計画等の共有について

児童生徒の学校生活では、学校が作成する「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づき、一貫した指導や支援が行われています。一方で、児童生徒が放課後等デイサービスを利用するにあたって、「障害児支援利用計画」、「放課後等デイサービス個別支援計画」が作成され、保護者や本人の希望する生活やニーズ、現状や課題に基づき支援が行われています。

学校とサービス事業者がそれぞれの計画の内容を共有することで、子どもたちへ、より効果的な教育や支援を行っていくことができます。

(6) 令和2年度スケジュール

4月

- ・「トライアングル」プロジェクト実践研究事業通知（阪神地域）

5～8月

- ・市町教育相談等連絡協議会（市町教委担当者）、学校経営研究協議会（小・中学校管理職）、特別支援教育諸学校長会等で周知

7月

- ・第1回学校と福祉機関の連携に係る検討会議開催

8～10月

- ・実施状況調査依頼（阪神地域の各学校）
- ・好事例の取材（阪神地域の各学校、保護者、事業所対象）

11月

- ・第2回学校と福祉機関の連携に係る検討会議開催（予定）
- ・実施状況調査結果等を踏まえた連携マニュアルの改訂（案）の提案

1月

- ・第3回学校と福祉機関の連携に係る検討会議開催（予定）
- ・理解啓発研修（案）の提案

3月

- ・連携マニュアル完成版の全県への通知

(7) 理解啓発研修

対象

- ・ 学校教職員、保護者、事業所職員 等

方法

- ・ 理解啓発動画のインターネット配信による視聴

内容

- ・ 障害のある児童生徒が利用する福祉制度の説明
- ・ 連携マニュアルによる連携モデルの説明
- ・ 好事例の紹介